

保発第0523003号  
平成18年 5月23日

都道府県知事 殿

地方社会保険事務局長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師  
の施術に係る療養費の支給について（通知）

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

#### 記

#### 1 はり、きゅう

- (1) 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1, 190円（初回のみ 2, 330円）

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、はり、きゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電气温灸器を使用した場合にあっては、1回につき 1, 220円（初回のみ 2, 360円）とする。

- (2) 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 1, 490円（初回のみ 2, 680円）

注 はり、きゅうと併せて、施術効果を促進するため、はり、きゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気

温灸器を使用した場合にあっては、1回につき 1, 520円（初回のみ 2, 710円）とする。

(3) 往療料 1, 870円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2, 400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 250円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 70円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、100円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 530円

(4) 往療料

1の(3)と同様とする。